

## 防衛医科大学校達第6号

防衛省における文書の形式に関する訓令（昭和38年防衛庁訓令第38号）第18条の規定に基づき、規則の制定基準に関する達を次のように定める。

昭和54年4月4日

防衛医科大学校長 加 納 保 之

### 規則の制定基準に関する達

改正 平成 8年10月 1日達第10号  
平成19年 1月 9日達第 1号  
平成28年 3月31日達第 9号

（目的）

**第1条** この達は、防衛医科大学校病院長又は防衛医科大学校防衛医学研究センター長が、防衛医科大学校病院（以下「病院」という。）又は防衛医科大学校防衛医学研究センター（以下「研究センター」という。）の運営に当たり、細部の例規的事項を定めるものを防衛医科大学校病院規則（以下「病院規則」という。）又は防衛医科大学校防衛医学研究センター規則（以下「研究センター規則」という。）とし、その制定の基準に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（病院規則）

**第2条** 病院規則の制定基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）防衛医科大学校達（以下「大学校達」という。）その他の上位訓令等に基づくもの
  - （2）病院の管理運営に係るもので病院独自のもの
- （研究センター規則）

**第3条** 研究センター規則の制定基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）大学校達その他の上位訓令等に基づくもの
- （2）研究センターの管理運営に係るもので研究センター独自のもの

#### 附 則

この達は、昭和54年4月4日から施行する。

#### 附 則

この達は、平成8年10月1日から施行する。

#### 附 則

この達は、平成19年1月9日から施行する。

#### 附 則

この達は、平成28年4月1日から施行する。